平成２２年（フ）第４号
島根県益田市土井町５番48号
債務者　長見　忠子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第６号
島根県益田市東町24番39号
債務者　香川　靖子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第７号
島根県益田市常盤町７番９号
債務者　村上　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第８号
島根県益田市向横田町ロ327番地
債務者　柳木　英明
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第３４９号
東京都町田市森野５丁目30番13号シンフォニアＬ102
債務者　向中野　亘
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４４号
神奈川県座間市広野台１丁目19番26号　パルハイム301号
債務者　大西　利幸
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３２号
秋田県湯沢市川連町字大舘109番地
債務者　佐藤亜紀子（旧姓和賀）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３４号
秋田県横手市大森町上溝字杉平178番地
債務者　讃岐登紀子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３５号
秋田県雄勝郡羽後町軽井沢字軽井沢山16番地２
債務者　阿部　　了
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２５８号
東京都日野市新町２丁目10番地の９
債務者　草薙　貴昭
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０３号
東京都町田市森野２丁目４番８号カーサ・ビセンス103
債務者　干野真奈美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３５号
東京都日野市百草999番地百草団地277―301
債務者　安原　至弘
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
熊本県阿蘇市内牧1325番地４
債務者　内牧　優子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第２４号
沖縄県宜野湾市真志喜３丁目24番２号　平敷アパート３Ｆ
債務者　島袋　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第５１号
沖縄県宜野湾市宜野湾１丁目４番17―203号宮島アパート
債務者　富田　純子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部